

徳島県環境審議会 総会（第3回） 議事録

日時 平成20年5月2日

時間 午後3時から4時30分まで

場所 県庁10階 会議室

事務局 （新任者の紹介、会長代行指名の説明）

部長 （あいさつ）

事務局 （資料確認、会議進行上の注意点の説明）

会長代理 本日の一つめの議題は、「とくしま地球温暖化対策推進条例（仮称）のあり方について」につきましてでございます。

当審議会が知事から諮問を受けました「とくしま地球温暖化対策推進条例（仮称）のあり方」につきましては、3月の総会で中間取りまとめという形で、いったん取りまとめをさせていただきました。その後、国において、地球温暖化対策を目的とした法律の改正が行われることとなり、その具体的なところが明らかになりましたので、本日はそれを今回の条例にどのように反映させるか御議論をいただきたいと思います。

本日は、前回と同様に、部会長さん、事務局から御説明をいただきたいと思います。法律の改正とそれを反映させた「条例のあり方」について説明を受け、その後で御質問を受けることとしたいと考えております。

それでは部会長さん、よろしくお願いします。

部会長 大きく分けて2つの変更点がございます。

一つは、国による法律や制度が手直しされたものにどう対応していくか。これにつきましては、資料の2の「とくしま地球温暖化対策推進条例（仮称）の変更点」という資料がございますが、1ページ目の「事業活動に関わる地球温暖化対策」、2ページ目の「建築物に係る地球温暖化対策」、その2つのポイントについて、手直しを行いたいと思っております。これにつきましては、事務当局から「国の方がこう変わったので答申の方もこうしたい」という詳しい説明をいたします。

もう一つの大きな変更は、前回3月の総会でいただいた皆さんの御意見を反映させたもの。それは資料2の2ページ目の「農林業に関わる地球温暖化対策」のところと「答申付属文書案の変更点」にございます付属文書の表現の変更の2つです。後者について、少し詳しく御説明いたします。3月の総会で、皆さんから水産業について触れるべきであるとの御意見がございました。「水産業はエネルギー多消費型の産業であるから、これについ

ても条例に何らかの規定をすべきではないか。」ということでした。確かにそうなのですが、農業や他の製造業、流通業などと同じ扱いをすればいいのであろうということとしております。これでよろしいかどうかということをごますりいたします。

それから、海のCO₂の吸収能力についてもちゃんとした対策を打つべきではないかという御意見がございました。これについては、「農業及び林業に係る地球温暖化対策」の一部の文言を多少変更いたしました。これが付属資料の2の2ページ目、農林水産業に関わる地球温暖化対策の中にアンダーラインを引いたところがございます。さらに、具体的な施策として、⑥として藻場造成の推進というのを、書き加えたいかがでであろうかと考えております。なぜそのような扱いをするのかという説明をいたしますと、確かに海というのは、今人類が排出するCO₂の半分近くは海が吸収しているのですが、その海の吸収力が少し衰えているということが問題となっていることも確かなようでございます。だから何らかの手を打たなければならないというのはその通りなのですが、ただどういう手立てをすれば、海の吸収力を維持し、高めることができるのかということは、まだIPCCの中でも議論がされている段階であり、必ずしも一致した意見が出ていないようであります。また地球温暖化対策を巡る国際協議の中でも、こうすれば海の吸収力が増加したと認めるという合意が成立しておりません。森林の吸収力についてはこういう森林の整備をすればというある程度の合意がありまして、それが我が国でも地球温暖化対策の中にうたわれている訳ですが、海についてはまだ手つかずの状態でございます。そういう段階でありますので、海の吸収力について関心を払わないといけないことは確かですし、プラスになることはやるべきであろうと思いますので、藻場造成というものを具体的な施策として提示してはいかがかと考えております。

それから付属文書の方ですが、資料2の最終ページ、いわゆる縦割り行政の弊害で起こる問題についても言及しておくべきではないか。具体的に言うと、例えば循環バス計画を推進するなかに、警察を入れるべきだという具体的な指摘も受けまして、縦割り行政について言及すべきであるという提案がございました。これについては「変更点」の中に示しておりますように、付属文書の最後の段をこのように手直ししてはいかがかと考えております。以上、お諮りしたいと思います。

会長代理 続いて、事務局から説明をお願いします。

事務局 （資料「エネルギー使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案の概要」及び「地球温暖化対策の推進に関する法律の要点と改正事項」により、国の法律改正及び条例のあり方の修正について、説明）

会長代理 ただ今の部会長からの説明、それから事務局からの具体的な説明について、これらの内容について御質問、御意見はございますか。

委員 改定案の中に、農林水産業の中の水産分野の中の藻場造成が重要であると盛り込まれています。大きな問題ではないと思うのですが、森林整備も併せてですが、どんな藻場でもいいということではないし、どんな森林でもいいというものではないと思います。この藻場造成というのは、今まで藻場がなかったところに作ろうとするのか藻場が劣化しているのでこれを再生しようとしているのかによっても違うと思います。下手に造成することは今までの生態系に対して新たに負荷を与えることになり、生態系全体を劣化させることになると思うのですが、藻場を新たに作りあげるようなイメージも含まれているのでしょうか。

部会長 よく分からないのです。というのは、先ほども少し言いましたが、どの程度の藻場ができればどの程度CO₂を吸収する能力が高まるのか、ということすら分かっていない。あまり厳密な議論をせずに、藻場がないよりあった方がいいだろうという感覚で入れています。

委員 とは思ったのですが、「造成」という言葉に引っ掛かりまして、

部会長 徳島県だけではなくて、日本で行われている藻場造成というのは、これまで藻場があつて稚魚が育つのに役に立つ所、その藻場が枯れてきてそれを再生しようという事業が多いですね。そういうことだろうと思います。

委員 厳密な意味で、上手くいっている所がどのくらいあるのか分からないのですが。

部会長 どうでしょうか、水産課から来てもらっているのですが、条例に書き込むのに議論してどちらかに決めなければならないような問題ではなく、具体的な計画を作る段階でどうするか、ということですね。

委員 でもここでどのような理念でやるのかということを表明していただいたらと思うのですが。

事務局 藻場造成についてでございますが、現在、沿岸域の徳島県の藻場は昔と比べだいぶ減少しております。その藻場を再生させようということで、水産庁が音頭を取っているのですが、水産庁ですので第一には水産資源の回復を図ろうということでございます。その一方で海洋環境の保全もしましようということです。今の計画と実績としては、既に鳴門の播磨灘沿岸で5.2ヘクタールほどの岩礁性の藻場を造成します。これは17年から始めて19年度までに終えています。これからの計画としては今年から阿南地区

で6ヘクタールの岩礁性の藻場造成を計画しております。岩礁性の藻場といいますのは、イメージ的にはヒジキのような、ガラモ場と言うのですが、これとアワビサザエの餌となるアラメ・カジメ場の2種類を造成しようとしています。簡単ですが以上です。

会長代理 よろしいですか。再生という趣旨が大きいということでしょうか。

委員 議論すると長くなりますが、方向性としては分かりましたということで。

会長代理 今後とも御発言をいただくということでよろしいですね。

委員 もう一ついいですか。付属文書のところで、縦割り行政の弊害をいかに乗り越えるかということ、これも重要な問題だと思うのですが、例えばこの中の、農林水産業各課の中で進められている森林整備に関しても、片や生産林とビオトーププランなど自然共生室側、環境部局側の森林整備方針というのがあって、それがうまく整合が取れていないままに徳島県の森林整備、大きなビジョンが作られていないと思うのです。だれがイニシアティブを取って森づくりの方針を示すべきだとお考えなのか、縦割り行政の弊害を取るためにだれがイニシアチブを取れるのでしょうか。

部会長 なぜこれを付属文書にしたのかという意味がございます。これは条例で書くようなことではない訳ですね。付属文書というのは、あくまで答申を提出する際に知事に対して審議会としてモノを申すことですから、これをやらないといけないよ、ということを行っている訳ですね。何部何局がやるべきかということはここでも意味がないので、知事はその気になればやれる訳ですから、わざと知事の耳に入るべき文書にしてある。それで答になっているのでしょうか。

委員 仰る意味はよく分かるのですが、ここであえて議論をしておきたいのです。記録に残るように。

部会長 本当に記録に残した方がよければもっと広い議論をするのですが。

委員 ある程度、森づくりに関しては、県と林野庁とかの政策もあるし、環境省側はあまり政策を持ってなくて、でも徳島県は国より一歩先行している所もあります。これは県の条例なので、県の施策に合うような方向というのを県の中でしっかりと他の施策と関連付けて、少なくとも温暖化対策というのは地球環境をよくしようという施策であるし、ビオトーププランというのも劣化した生態系をうまく再生しようという方針であるし、それは自然再生法にも関連しています。それらが個別に走るのではなくて、単に炭

素だけ固定されればいいというものではなくて、この生態系の回復につながるような政策の整合を取っていくように方針を決めていただきたいという要望として書き込まれているのだと理解させていただきたいと思います。

部会長 紙背眼光に徹して読めば、そういうことなのでしょうね。

会長代理 はい。うんちくのある説明で、行間にいろいろな意味があるのだと思いますが、ほかの委員の方は御発言も期待しておりますが、ございますか。気になる、疑義のあるところはございますか。よろしいでしょうか。前回、基本的には議論をいただいて方向性は決まっておりましたので、大きな変更はないということですが、答申の附属文書の件を含めまして、皆様の御意見があればと思っているのですが、ございますか。

よろしいでしょうか。特に御発言がないようでしたら、この答申案と附属文書について、原案のとおり了承したいと思いますが、いかがでしょうか。

(委員一同、異議なし)

会長代理 では、このとおり承認することとさせていただきたいと思います。

本日の一つめの「とくしま地球温暖化対策推進条例（仮称）のありかたについては、以上とさせていただきます。この件について事務局から、今後の予定などにつきまして、説明してください。

事務局 （資料3により、今後の手続（パブリックコメント）について説明。）

会長代理 このパブリックコメントについて、御質問、御意見はございますか。

委員 確認というか、質問ですが、パブリックコメントの実施内容としては、この「あり方」に対する意見ですか、「附属文書」は出ないのですか。

事務局 そうです。あり方のみについての御意見を伺うということになります。

委員 分かりました。ありがとうございます。

部会長 かねてからこの審議で申しているように、一体として考えていただきたいと申しております。つまり、「条例でこういうことも書いたらどうか」ということの一種の解説的なものもある訳ですね。ですから、直接に県民の意見を聞くのは、「あり方」の本体でいいと思いますが、県民に提供するものとしては、附属文書も一緒に告知した方がいい

と私は思います。その辺の扱いも審議会で決めていただけたらいいと思います。

会長代理 ただいま、部会長から、パブリックコメントの実施に際して、当初のプランとしては専ら「あり方」の本体と付属文書を提供するとの意見が出されました。付属文書は知事向けのものとして公開することは予定していなかったと思うのですが、部会長は付属文書を「あり方」の本体と一体として考えたいと。これもパブリックコメントに公開したいという趣旨だと思うのですが、この点について委員の皆様の御意見を伺いたいと思います。パブリックコメントの性格と違うというような意見があるのかもしれませんが、皆さんの意見はどうでしょうか。

委員 審議会としてのスタンスを県民に広く知っていただくという意味で、出すべきであると思います。審議会が行うパブリックコメントですので、審議会の意見、考えに対して県民がコメントを返してそれをさらに審議会で議論して最終的な答申案を知事に答申にするというのがプロセスですから、その意味では審議会のスタンスを公開しておくのが筋だと思います。

会長代理 ただ今一体のものとして公開すべきだという御意見が提案されましたが、ほかに御意見はありますか。特にないようでしたら、ただ今の部会長の発言を受けまして、この審議会としては付属文書も含めて公開したいと考えたいのですが、よろしいでしょうか。

(委員一同、異議なし)

会長代理 ではそのように処理させていただきます。

部会長 念を押しておきますが、行政的には、条例にどのようなことを書き込むかということについて県民の意見を聞きたいということだと思います。だから、「あり方」の本体そのものの意見を聞けばそれで済む訳ですね。だからパブリックコメントを取るために付属文書も付けて公開はするけれども、県民からの意見を集約するときには本体についての集約を行うということにしたらいかがかと思います。

会長代理 ただ今の部会長の補足説明がありまして、パブリックコメントを実施する際にはなお説明があるかもしれませんが、この細かい部分につきましては私と部会長と具体的に検討した上で行いたいと思いますが、結論として、付属文書も併せて公開することにつきましては、御承認をいただいたと判断したいと思います。よろしいですね。

委員 パブリックコメントを出すときに付属文書も一緒に公開することに私も賛成なのですが、はっきりと県民の方に示しておかなければならないのは、付属文書というものが一体どのような性格のものであって、それが「あり方」本体とどういう関係があるのか、その位置づけを明確にしておく必要があると思いますので、その点は御配慮いただきたいと思います。

会長代理 ただ今、事務局から「パブリックコメントを担当するのが秘書課で、この環境審議会を担当するセクションではないので、付属文書をどうするかについては我々では結論を出せない。」という説明がありましたが、私としては、次のことを確認したいと思います。まず技術的な問題があるという説明でしたが、文書量にしても技術的な問題となるような量ではございませんので、結論的には付属文書も含めて公開してパブリックコメントを問うと。部会長から、県民から聴取する箇所としては「あり方」の本文、答申文の本文の方であるという説明を受けましたので、そのような形で処理していきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(委員一同、異議なし)

会長代理 ではそのように処理していきたいと思います。なお、細かい部分は事務処理上の問題がございますので、私と部会長あるいは三好会長と相談の上、パブリックコメントに何らかの対応をすることがあるかもしれませんが御了承をいただきたいと思います。

事務局 審議会としてお決めいただいたことにつきまして、審議会の事務局といたしましては、それを淡々と執行させていただきたいと思っております。徳島県環境審議会設置条例、つまりこの審議会の存立の根拠となる条例には、パブリックコメントのやり方について特段の指示あるいは規制を掛けるものはございませんので、ある意味では会議において皆さま方で合意いただいたことをやるということが条例、法令のルールから言えば当然のこととなります。ですから今回はこの会議でお決めいただいたとおりにやりたいと思っております。なお、県庁内の調整等なにかいろんなお話しがあるかもしれませんが正に付属文書で今回調整集分をいただいたとおりに、縦割り行政の弊に陥ることなくという趣旨を生かしてやってまいりたいと思いますのでどうぞよろしくお願いいたします。

会長代理 事務局からも付属の説明がございましたが、確認しておきます。まず、「とくしま地球温暖化対策促進条例（仮称）のあり方について」という答申文の案につきましてパブリックコメントですが、併せて付属文書につきましてもパブリックコメントを一体のものとして公表しておくということこのように確認を採ったということで御了承をい

ただきたいと思います。

部会長 パブリックコメントを受けた後の処理についてですが、正規の手順を踏みますと、先ほど事務局から説明がありましたように、パブリックコメントの全体を集計したものを作業部会で検討して、これはどのようにお答えするか決め、なおかつ県民の意見の中でどうしても答申の中に取り入れるべきであるかどうかという判断をして、取り入れるべきものがあれば修正案をこしらえて作業部会にかけると。作業部会でまとまったものを総会に掛けると、それでまとまったものが最終案になるというのが手順です。ただし今までパブリックコメントをしてきた経験から言いますと、検討するための作業部会を開かなくても済む可能性が若干ございますので、もしそのように判断される場合は、作業部会を開く手間を省かせていただけないかと思います。ただし、これまで作業部会でやっていたように、部会長と主な委員の方々と事務局で細部を詰めて、作業部会を開くべきか省略させていただくかということを含めて判断を任せていただけないかということです。できるだけ作業部会を開きたいとは思いますが、皆さんお忙しい方々ですから、あまり修正点もないのに作業部会を開くのもいかがと思うものですから、このようなお諮りをしておきたいと思います。

会長代理 ただ今部会長から、環境審議会がどのように対応するかということでしたが、順番から行くと、パブリックコメントが集まった段階で作業部会を開いて、改めて総会にかけて検討するということになります。しかし時間的な問題、作業の手順の問題もありますので、もし大きな問題点がなければ作業部会を省略していく形で進行したいと、この点について審議会の中で了承しておいてもらいたいということでしたが、このような処理でよろしいか御意見を伺いたいのですが、よろしいでしょうか。

(委員一同、異議なし)

会長代理 特に異議がないようですので、ただ今の部会長の趣旨で今後とも進めていきたいと確認いたしました。ありがとうございました。

(環境基本計画の達成状況等について)

会長代理 二つめの議題として、「とくしま環境基本計画の達成状況等について」でございます。こちらについて、事務局から説明をお願いします。

(事務局から説明)

会長代理 ただ今、重点プログラムに基づいた具体的な数字を示していただきました。ありがとうございます。ただ今の説明について、御意見、御質問をいただきたいと思いますけれども、どなたかございますか。

委員 例えば昨年野生生物の希少種保護の条例ができましたが、そういうものが加わることによって、この計画の目標というものは変わってきてもいいのではないかと思います。例えば保護区の個数が何個に増えるとか、そういう目標の見直しなどは、どこでどのように図るのでしょうか。

事務局 計画の目標値の変更についての御意見ですが、計画ができたのが平成16年3月で3年度が経過しています。今すぐとはまいりませんが、環境基本条例自身にも、状況の変化等に応じて見直しをするという条項がございますので、一定の期間を経た後に見直しということを考えております。

委員 今日の議論でも、温暖化条例ができてそれに対してこの中に具体的な目標というものが盛り込まれていると思うのですが、随時、条例とか新しい施策ができることに合わせてこの基本計画に新しい目標ができたり見直されたりというような外部評価的なシステムは持っているのでしょうか。

事務局 審議会に御報告申し上げて御意見をいただくということで、ある意味では外部評価をいただくというようなシステムとなっています。一方で目標値についてのお話を申し上げましたけれども、個々の事業については、環境マネジメントシステムの手法を適用していますので、それでもって、現在のところ、外部の審査機関が私どもの取組についての状況の評価いただいているのではないかと思います。

委員 全体を見渡してみますと、達成できているところとできていないところとがあります。例えば、一般廃棄物の排出量の問題、あるいは1人当たりの排出量、さらにはリサイクル率、特に特徴的なのは、グリーン調達方針策定市町村数が2団体。こう見ますと、市町村における施策に関わる部分が必ずしも目標を達成していないというような特徴的なことが現れているように思います。

基本計画を作る審議会でも申し上げましたが、県として作った計画というものを、特に一般廃棄物に関わる問題については、市町村のやる意志と強調がなければ実現をしない訳ですから、その辺りについて、基本計画を推進していく上で例えば行政間の議論とか指導とか調整とか、その辺りのことについて具体的にお聞かせください。

事務局 グリーン調達方針については、グリーン購入法というものがありますが、この法

律で国、県は調達方針を策定しています。地方自治体の方針策定は努力義務の規定であることが1点ございます。方針そのものを国や県と準拠したものを作ると、非常に専門的で分かりにくいということもあります。こういったことがありますので、それをクリアするために、もう少し簡単なことを提示して、策定をお願いできないかということを担当者の会などを通じてお願いしています。ただグリーン調達については、方針そのものはないのですが、実態として紙などはずいぶんと取組が進んでいます。

廃棄物の関係では、環境基本計画ができた後になるだろうと思いますが、廃棄物処理法に基づく廃棄物処理計画ができていますはずでございます。これによって、よりしっかりとした方策でもって、計画それ自身が進められることになっていますので、そのほか市町村の方の参加を得ながら一般廃棄物の排出量が多いところは、より少なくなるような方策を議論できるような場ができていくように聞いております。

会長代理 実態としてはできているけれども、具体的に計画を策定しているところが少ないということだと思いますが。ほかに、よろしいでしょうか。

委員 環境に関心がある人には、このような細かい数値は興味があると思うのですが、これから環境に関心を持ってもらい人には、もう少し優しく、達成状況を一目で分かるように図やグラフを使ったりした方が、関心を持ってもらえるのではないかと思います。

事務局 県には、ホームページに「とくしまの環境」がありますので、図やグラフによる分かりやすい表現に努めます。

会長代理 ほかに質問はありませんか。ほかに新しい議題もないようですので、「環境基本計画の達成状況等について」という議題も、ここまでとさせていただきたいと思います。

今日の前半の議題につきましては、今後パブリックコメントをいただくことになるかと思っておりますので、その際には共説明いたしましたとおり、この本文と付属文書の部分を併せて公開していくということで承認いただいたと考えております。それから、実際にパブリックコメントを実施する際の文言につきましては、なお私や部会長と事務局とで検討していきたいと、このように考えておりますので、御了承ください。

それでは、これをもちまして当審議会を終了したいと思います。どうも御協力ありがとうございました。

以上